

## 審査事務規程の一部改正について(第30次改正)

審査事務規程の一部改正について(第30次改正)(独立行政法人自動車技術総合機構)  
(<https://www.naltec.go.jp/topics/fkoifn000000auw1-att/fkoifn000000aux4.pdf>)

### <補足>

今般改正された車体表示の審査基準【7-32-1、8-32-1】(下線部分が追加されました)

(1)自動車の車体の後面には、最大積載量(タンク自動車にあっては、最大積載量、最大積載容積及び積載物品名)を表示しなければならない。

この場合において、単位記号は次に掲げるものを用いるものとし、それぞれ大文字、小文字、筆記体又は片仮名による表記であってもよい。(保安基準第18条第8項、細目告示第178条第16項)

最大積載量にあっては、kg又はt

最大積載容積にあっては、L又はm<sup>3</sup>

### 上記車体表示の審査基準に関する確認事項

日整連からの質問

規定されているものと表示文字や単位に違いがある場合においても、審査時に同様な表示と確認がとれるものについては、適合しているものとして取扱われるか。

理由：使用過程車において、下記記載のもの等が存在しているため。

「最大積載容量」「最大容量」「最大数量」と表示 規定は「最大積載容積」

「KL(キロリットル)」と表示 規定は「L(リットル)」

自動車機構の回答

使用過程車については、問題はない。

なお、今後新たに表示を行う場合又は補修する場合にあっては規定に沿った表示とする必要がある。

以上